

2018年2月 日

東京都千代田区霞ヶ関 1-1-4

東京高等裁判所第4刑事部

裁判長 後藤真理子 様

団体名

住所

電話

代表者名

印

狭山事件の再審開始を求めます

狭山事件は現在、東京高裁第4刑事部に第3次再審請求が申し立てられています。再審請求人の石川一雄さんがご自身の無実と再審を求めておられます。狭山事件の再審を求めて下記の要望をいたします。

1. 下山鑑定は万年筆が被害者のものではないことを科学的に明らかにした新証拠です。自白の虚偽と警察の証拠捏造を明らかにしています。下山鑑定人の尋問をおこなってください。
2. 1963年5月1日、「殺害現場」とされる雑木林の隣の畑で農作業をされていた小名木武さんの証人尋問と現場検証を行ってください。
3. 証拠開示された1963年5月23日の逮捕当日の石川一雄さんの上申書と犯人が書いた脅迫状との筆跡や国語力の違いは明らかです。筆跡鑑定の証拠調べ、鑑定人尋問を行ってください。
4. 弁護団が求める証拠開示を東京高等検察庁に対して勧告してください。埼玉県警や浦和地検等の証拠物の一覧表を弁護団に提示するように検察官に勧告してください。

2018年2月 日

東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1

東京高等検察庁 御中

団体名

住所

電話

代表者名

印

狭山事件に関わる証拠開示を求めます

狭山事件は現在、東京高裁第4刑事部に第3次再審請求が申し立てられています。再審請求人の石川一雄さんがご自身の無実と再審を求めておられます。

狭山事件では、捜査当時多くの捜査資料が収集されました。東京高検も積み上げると2～3メートルに及ぶ証拠があることを認めています。この間裁判所の勧告もあって、証拠開示がおこなわれましたが、まだ、多くの証拠が開示されて

いません。

また、「不見当」として検察官手持ちの証拠の内容さえ弁護側にわからないようにすることは不公正です。公正な裁判を担保するためには弁護側の全証拠へのアクセスは不可欠であり、検察の証拠開示は国民に対する義務です。国連も検察官手持ちの証拠に弁護側がアクセスできるように勧告しています。

東京高等検察庁が狭山弁護団の証拠開示請求に誠実に応じるように要望いたします。特に東京高検以外の埼玉県警や浦和地検等の証拠物の一覧表をすみやかに弁護団に提示するように要請します。